

一般貸切旅客自動車運送事業による
乗合旅客運送 運送約款

熊野御坊南海バス株式会社

一般貸切旅客自動車運送事業による乗合旅客運送 運送約款

〔目次〕

第1章 総則〔第1条、第2条〕

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け〔第3条―第6条〕

第2節 乗車券の発売と効力〔第7条―第12条〕

第3節 運賃及び料金〔第13条〕

第4節 旅客の特殊取扱い〔第14条―第25条〕

第5節 手回品〔第26条―第27条〕

第3章 責任〔第28条―第32条〕

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業による乗合旅客運送に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 この規則は、2025年日本万国博覧会開催にかかる南海なんば駅シャトルバスの輸送にのみ適用されます。

3 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が第27条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小

児等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき

(10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき

(11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

（運送の制限等）

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しくは個数の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に表示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（乗車券類の所持等）

第6条 旅客は、所定の乗車券を所持しなければ乗車できません。

第2節 乗車券の発売と効力

（乗車券の発売）

第7条 当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券を関西Maasアプリ内において発売します。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

3 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に表示します。

4 当社は、地方運輸局長に届け出ることにより、指定した区間の乗車券の発売における支払方法を指定することがあります。

5 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等及び主たる停留所に表示します。

（乗車券の通用期間）

第8条 乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第21条の規定による場合を除いて、当該輸送期間中に限り通用期間を制限しません。

（乗車券の呈示及び入鋏）

第9条 旅客は、当社の係員が乗車券の点検のため、乗車券の呈示を求めたとき又は呈示された乗車券に入鋏しようとするときは、これを拒むことはでき

ません。

（運送継続拒絶の場合）

第10条 普通乗車券を所持する旅客が、第4条各号（第5号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

（乗車券の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。

- （1）通用期間のある乗車券で通用期間を経過したもの
- （2）券面表示事項の不明となった乗車券又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券
- （3）その他不正の手段により取得した乗車券

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券を無効とします。

- （1）通用区間のある乗車券をその通用区間外に使用したとき
- （2）記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- （3）その他乗車券を不正に使用したとき

（乗車券の引渡し及び回収）

第12条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

- （1）運送が終了したとき
- （2）第10条の規定により運送が終了したものとみなされたとき
- （3）当該乗車券が無効又は不要となったとき。ただし、第20条第2項の規定により無効となった場合においては、同条第1項に規定する払戻しが行われたとき

第3節 運賃及び料金

（運賃及び料金）

第13条 当社が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

（小児の無賃運送）

第14条 当社は、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については、座席を占有しない場合においてのみ、旅客1人につき1人を無賃とし、1歳未満の小児については無賃とします。

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第15条 当社は、乗車券を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により未使用の普通乗車券に限りその運賃額を払い戻します。

2 前項の払戻しに際しては、100円の手数料を申し受けます。

(割増運賃等)

第16条 当社は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に対応する普通旅客運賃とその2倍に相当する割増運賃を申し受けます。

(1) 当社の係員が第9条の規定により乗車券の呈示を求めたときに有効な乗車券を呈示せず、かつ、当社の係員の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき

(2) 当社の係員が第12条の規定により乗車券の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき

(3) 乗車券を不正乗車の手段として利用したとき

(4) 当社の指定する運行系統において所定の運賃を支払わないで乗車したとき

(乗車券の紛失)

第17条 旅客が乗車券を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けます。

(誤購入)

第18条 旅客が停留所名の類似その他の事由によって、誤って乗車券を購入した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券と取り換えます。この場合において、既に収受した運賃及び料金と正当な運賃及び料金とを比較し、不足額は追徴し、過剰額は払い戻します。

(誤払い)

第19条 旅客が当社の指定する運行系統において誤って運賃又は料金を支払った場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、誤払いに係る金額を精算します。

(乗車券の様式変更等の場合の取扱い)

第20条 当社は、乗車券の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券を無効とするときは、次項の規定による表示を行ったうえ、旅客の請求によ

り、同項の期間内において乗車券の運賃額を払い戻します。

- 2 当社は、乗車券を無効とする日は遅滞なく購入者へ通知、及び営業所等に表示します。

（運賃及び料金の変更の場合の取扱い）

第21条 旅客は、当社がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券は、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券が無効となった日以後は、この限りではありません。

（運行中止の場合の取扱い）

第22条 当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車で乗車している旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

（1）券面表示額の払戻し

（2）その旅客の乗車停留所までの無賃送還

- 2 当社は、前項第2号の規定により無賃送還された旅客であつては、既に収受した運賃若しくは料金の払戻し
- 3 前項の規定は、当社がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

第23条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、既に収受した運賃及び料金の払戻しを行う。

- 2 前項の規定は、当社がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

（運賃の払戻し場所等）

第24条 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を関西Maasアプリ内等において行います。

（端数の処理）

第25条 当社は、本節の規定により運賃及び料金の追徴又は払戻しをする場合は、10円を単位として行います。この場合において、計算上生じた端数は四捨五入とします。

第5節 手回品

（無料手回品）

第26条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回

品（旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。）
を無料で車内に持ち込むことができます。

（１）総重量 10キログラム

（２）総容積 0.027立方メートル（0.3メートル立方）

（３）長さ 1メートル

（手回品の持込み制限）

第27条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第４条第７号の物品を車内に持ち込むことができません。

２ 当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

３ 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

４ 当社は、旅客が第２項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第１項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第３章 責任

（旅客に関する責任）

第28条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２ 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

第29条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（手回品等に関する責任）

第30条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

（異常気象時等における措置に関する責任）

第31条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第32条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

附則

この運送約款は、2025年4月13日から施行する。